

News Letter

本号の掲載記事

- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
第2回 集合動産・集合債権譲渡担保について
- 堂島国際部門だより / 中国留学のご挨拶
- 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

巻頭言

オンライン紛争解決 Online Dispute Resolution

弁護士 飯島 奈絵



2021年9月1日にデジタル庁が設置されました。紛争解決分野でも、ICT技術を活用したオンライン紛争解決（Online Dispute Resolution, 以下“ODR”）が進んでいます。今回はODRを巡る国内外の状況をご紹介します。

1. 民間企業型ODR（eBay Resolution Centerの例）

ODRの草分けはeBayが2004年に開始したResolution Centerです。世界最大規模のオンラインマーケットプレイスであるeBay（展開国190か国、出品数140億点、バイヤー数1.87億人、取引高10.9兆円）では、年間6,000万件が同社ODRにて解決されています。

eBayでは、買主は代金をeBayへ支払い、売主はeBayから支払がされた旨の連絡を受けてから、商品を発送し、確実な代金回収を行います。クレームのある買主が同社Resolution Centerサイトにトラブル内容及び希望する解決案（選択肢からクリック）等を入力すると、クレームが解決されるまで、代金はeBayに保留されます。売主は買主提案の解決案（例：汚れを理由とする一部返金請求）を受諾するか否かを選択し、受諾しない場合は同社オンライン・チャット・システムで買主と協議します。チャット上の異時協議であるため、相手方に時間を合わせる必要はありません。紛争の90%は当事者間で解決されます。残り10%もResolution Centerの担当者がメール/電話で介入し、マニュアルに沿った質問を行い、論点を整理し、双方の理解と合意を取り付け、1時間に20～30件を解決します。

裁判所の判決には執行力（執行手続により、相手方の協力なくして判決内容を実現する効力）がありますが、上記解決はあくまで民間の合意であり、執行力はありません。しかしながら、救済方法の上限をeBayが保留した代

金全額の返金とし、損害賠償等を加算しないことで、ODRの結果に従った速やかな解決策の実現がなされます。

2. 行政型ODR（Europe Online Dispute Resolution Platformの例）

2010年の調査にてEU内業者の60%が他のEU諸国への物品販売は紛争リスクがあるため行わないと回答しました。そこで、European CommissionはODR regulation (EU)524/2013等を制定し、2016年にEuropean Online Dispute Resolution Platform（以下、「EU Platform」）の運用を開始しました。

EU内のオンライン取引業者は、①買主がEU Platformのリンクにアクセスしやすい状態とすること、②EU Platformに業者自身の電子メールアドレスを届け出ることが求められ、③買主からクレームがあれば、a)業者にて直接交渉をするか、b)オンラインにて裁判外紛争解決（Alternative Dispute Resolution（ADR））機関を介入させて解決することが求められます。運用開始から5年間で申立件数は累計111,000件以上、サイトの訪問者は年間280万人に上ります。2018年度の申立事件の81%が30日以内に当事者間で解決されており、ADR機関まで到達した案件は僅か2%でした。

3. 仲裁機関型ODR（JAMS、SIAC、LIIC等）

仲裁（Arbitration）は双方当事者に仲裁人の判断を最終判断とする合意（仲裁合意）があることを前提に、仲裁判断に裁判所の判決と同様の執行力を認める制度であり、新型コロナ禍でオンライン手続の利用が激増しました。

世界最大手の民間ADR機関であるJAMS（1979年創業、年間18,000件を400名以上の元裁判官・弁護士の仲裁人・調停人が対応）では、2020年4月には4割だったオンライン手続が同年12月には約9割となりました。

ロンドン国際仲裁裁判所（The London Court of International Arbitration（LCIA））、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre（SIAC））他、各国の仲裁機関もオンライン仲裁を進めており、これらの機関によるオンライン調停も増加しています。

4. 裁判所型ODR

米国では裁判所のODR開設も進んでおり、2019年末段階で民事事件（少額事件、家事事件、不動産賃貸借事件等）の他、刑事事件、交通違反案件等、66のODRサイトが12州で開設されています。米国では、裁判所の処理能力をはるかに上回る案件数や広大な国土が市民の司法アクセスの障害となる中、ODRを利用して効率的に対応することで、当事者の利便性、裁判所のコスト低減を図るべく、コロナ前からODRの採用が進みました。

例えば、2018年9月にユタ州の州裁判所が開設したODR（Money 4 You。少額金銭請求対象）では、提訴された被告が、スマートフォン対応のMoney 4 You画面に表示される①分割弁済希望、②支払済、③破産免責済、④自分の債務ではない等の回答を選択し、分割弁済希望であれば、月次弁済可能額を入力して、原告とのオンライン異時チャットを開始します。この段階で裁判所の関与はありません。双方が合意に達すれば、書式に必要事項を入力し、分割弁済合意書を作成します。合意に至らなければFacilitator（裁判所で訓練を受けた非法曹資格者）が間に入り、必要に応じて限定的な法的助言を中立の立場から行い、合意形成を促します。Facilitatorが入っても合意できなければ訴訟に進みますが、この際も、Facilitatorが訴訟準備に関与することで、未解決の争点が絞られます。審尋が行われるのは裁判官が必要性を認めた場合に限られます。審尋がされない場合、当事者は判決に至る全ての手続を電子的に行うことを選択し、当事者、裁判所とも所要時間、費用を大幅に節約することができます。

カナダのブリティッシュコロンビア州も2012年にCivil Resolution Tribunal Act in 2012を制定し、2016年にオンライン法廷（CRT）を開設しました。同法廷は少額訴訟（上限25,000カナダドル＝約217万円。87円＝1カナダドル）やマンション管理組合案件（管理費不払等）等を対象とするもので、上限を5,000カナダドル（約43万円）とする試験的運用が開始されました。

中国も2017年に杭州で裁判所型ODRを開設しました。オンライン紛争（オンラインショッピング由来の消費者紛争、製造物責任、インターネットサービスプロバイダー関連等）が対象とされ、2018年4月30日までに7,771件が申し立てられ、4,798件が終結しています。平均審問時間25分、平均裁判期間46日は通常訴訟の4分の1ないし5分の3であり、98.5%が控訴されずに一審で確定したと報告されています。

5. 日本の動き

日本政府も、ODR活性化検討会（2019年9月に内閣官房に設置、2020年3月とりまとめ発表）、ODR推進検討会（2020年10月に法務省に設置）にて、検討を進めています。裁判手続の電子化（e提出、e事件管理、e調停）に留まらず、ADRが裁判手続よりも自由度が高い柔軟な手続であることを踏まえ、ODR推進検討会は、2021年3月に「ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめ」を発表し、認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しを含めた議論等を進めています。

2020年12月に、日本司法書士連合会は、ミドルマン株式会社と提携し、ODRトライアルプロジェクト『司法書士による賃貸住宅トラブルのオンライン紛争解決（無料チャット相談・無料チャット調停）の試験的運用（2021年5月まで）』を行い、2021年7月29日に、損害保険ジャパン株式会社、株式会社スペースマーケットが、第一東京弁護士会と協力してオンライン・チャット・システムを利用したODRサービスを開始しました。

6. ODR Ethics and Governance

ODRの利用が進み、利便性の高さに光が当たる一方で、手続運営機関の倫理性の確保およびガバナンスの必要性が指摘されています。ODRを支えるシステムに取り込むデータの収集・利用の不足や不正確さがありうること、意図的に一方に優位にする設計も可能であること、システムの透明性確保、モニタリングの困難等が指摘され、公正かつ公平で透明な制度構築の方法が模索されています。

European Committee on Legal Co-operation は、EU加盟国内のODRをヨーロッパ人権条約第6条（公正な裁判を受ける権利）、第13条（実効的救済手段を得る権利）と調和させるためのガイドライン作成に2016年からかかり、2021年6月21日に“Guidelines on online dispute resolution mechanisms in civil and administrative court proceedings”を採択しました。

連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第2回 集合動産・集合債権譲渡担保について

弁護士 山本 淳



弁護士 松尾 洋輔



弁護士 横瀬 大輝



今回は、法制審議会担保法制部会（以下「部会」といいます。）における集合動産・集合債権の担保化に関する議論をご紹介します。

1. 集合動産の担保目的譲渡について

いわゆる集合動産譲渡担保については、既に判例でその有効性や担保としての規律については一定の判断、見解が示され、実務での活用も積み重ねられているものの、議論としての整理は尽くされておらず、まだ不明な点も多

々あります。今回の法制審議会の部会においては、集合動産を目的財産として担保権を設定することができることを明らかにすること、そしてその規律の在り方について提案がされています。その中でまず問題になるのは、動産の集合体として認められるための特定としてどこまで必要かという点があります。この特定のための要件を緩和することは集合動産等を活用した担保権の利用を拡大し、資金調達を容易にするという方向につながる話ですが、部会では、例えば場所の特定を伴わない「在庫一切」という方法が認められるかという議論がされています。

現在の動産譲渡登記制度では、動産の特質によって特定する方法のほか、動産の所在によって特定する方法のみが認められており（動産・債権譲渡登記規則第8条第1項）、場所の特定を伴わない「在庫一切」という方法は登記できません。実務的にも、担保物の所在場所による特定方法が一般的でしたが、設定者が目的物を移動させると担保の効力が及ばなくなるという問題が指摘されています。場所による特定を伴わない「在庫一切」という特定方法で足りるかどうかにについては、部会では、場所を移動することで担保権が外れることを避ける必要がある、登記や契約の変更の場合のコスト節約になる、特定は識別可能性で足りる、「在庫一切」の担保設定は中小企業が多く金融を得ることにつながるといった賛成意見が出される一方、一般債権者の保護の観点から慎重であるべき、過剰担保になることや優越的地位の濫用の問題の可能性が反対意見として出されています。

部会では、「在庫一切」といった緩和された特定方法を認める方向での意見が多数出されていますが、その場合でも、経済的一体性のようなものが必要であるか、どのような特定がされれば十分か、対抗要件をどのように具備するのか等についても議論されています。

特定性の要件を緩和する等により担保の範囲を拡大する方向性の議論は、事業担保権といったより包括的な担保権につながる話です。他方で、担保目的物の範囲の拡大は、他の一般債権者への大きな影響、とりわけ倒産手続においては他の利害関係者に重大な影響を及ぼす可能性のある問題です。

これまで判例は、目的物を特定するための方法の具体例として「種類、所在場所及び量的範囲を指定する方法」を挙げていますが、同時に「なんらかの方法で目的物の範囲」が特定される場合には一個の集合物として譲渡担保の目的となりうるとしていますので、上記の3要素以外の方法による特定も考えられると解されています（最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁）。現在の判例のような考え方を維持した形になるのか、あるいは特定性の要件を緩和する等の方法で担保権が強化されるのかは今後の重要なポイントになると予想されます。

2. 集合動産譲渡担保における設定者の権限等について

部会では、集合動産譲渡担保における設定者の処分権限に関して、設定者は、「通常の営業の範囲内で」、担保権の目的物が特定された範囲（特定範囲）に存する動産を処分し、その特定範囲から逸出させる権限を有する旨の規定を設けることが議論されています。「通常の営業の範囲内で」という用語については、最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁の表現を踏襲したのですが、この用語は事業者のみに適用されるようにも読めることなどから、より一般的な表現として、「譲渡の対象の構成について通常の過程で生じ得る変動の範囲内において」という用語にするべきという案もあります。用語の表現をどのようにするかは引き続き議論があるとしても、集合動産譲渡担保において設定者がこのような処分権限を有することを明確にするという方向性については、部会では大きな異論はないようです。

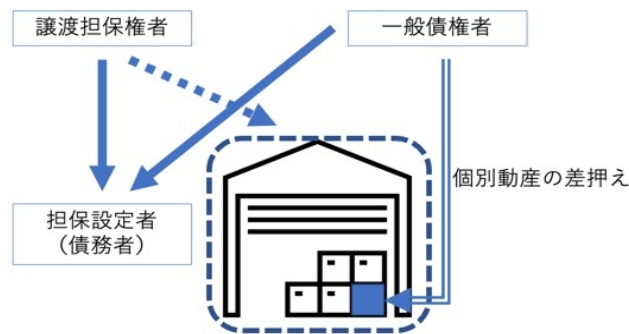
また、部会では、設定者がこの権限の範囲（権限範囲）を超えて特定範囲に含まれる動産を処分・逸出させた場合において、担保権者がいかなる手段をとることができるかについても議論されています。担保権者が取り得る手段としては、原状回復請求権を認めるべきという案、処分・逸出した個別動産について担保権実行を可能とすべきという案、双方を認めるべきという案、いずれも認めるべきではないとする案など様々な案が検討されています。

この論点については、処分の相手方である買主等の保護に関する特則の要否・内容等をどのように考えるかという問題と関連して議論されています。すなわち、買主等については即時取得が成立するときに限って保護すること

として、現行法の即時取得とは異なる特則を設ける必要はないという案や、即時取得の成立要件は買主等にとっては厳しいため現行法の即時取得よりも緩和した要件とする特則を設けるべきという案などが検討されており、部会では、後者の案の意見が多いようです。これらの論点については、担保権者の取り得る手段と買主等の保護要件とのバランスを踏まえて、様々な観点から意見が交わされており、今後より議論が深まり、要件・効果が整理されていくものと思われます。

3. 集合動産または集合債権を構成する個別動産・個別債権の差押えについて

集合動産または集合債権について譲渡担保権が設定された後、集合動産または集合債権を構成する個別動産・個別債権が担保権者以外の債権者に差し押さえられた場合、差押債権者と担保権者の優劣が問題となります（下図参照）。



部会資料では、担保設定者が差押えの目的である動産や債権の処分等をする権限を有するときは、担保権者は第三者異議の訴えによって執行手続を止めることができず、また、執行手続の配当に参加する（配当要求）こともできないこととしてはどうか、との提案がなされていました。

集合動産・集合債権の譲渡担保では、担保実行まで、設定者に動産・債権の処分が許されているのが一般的です。その間は、担保権者は設定者による処分等を阻止することができないのだから、差押えについてだけ阻止できるというのは不均衡であるというのが部会資料の発想です。

これに対し、部会では、部会資料への反対意見が大勢を占めました。設定者による権限内の通常の処分は、得られた対価でまた担保目的となる動産が補充されるというサイクルの中にある行為であるのに対し、差押えの場合は、動産・債権の価値が外部（差押債権者）に逸出してしまうという点で性質を異にしており、担保権者に阻止する機会を与えるべきであるといった理由が述べられています。また、第三者異議の訴えは無剰余（つまり、被担保債権の額 > 担保の目的の価値）のときにのみ認めるべき、との意見も出ています（※1）。

部会での反対意見を踏まえ、部会資料の提案は、担保権者による第三者異議の訴えが認められる範囲が広げられる方向で見直される可能性があります。

※1 この意見に関しては、集合担保では被担保債権を担保の目的たる動産・債権に割り付けることをしないので、無剰余と判断されるケースが多く、結果的に第三者異議が認められる範囲が広くなると説明されています。

中国留学のご挨拶

弁護士 王 宣麟



私は2017年12月に弁護士登録をして以来、当事務所で勤務し、多岐にわたる紛争、法律実務の経験を積んできましたが、更なるステップアップのため中国へ留学することを決めましたので、この場を借りて皆様にご挨拶をさせていただきます。

「王」という名前のおとこ両親は中国人ですが、私自身は日本生まれ日本育ちであり、日本語を話し、日本の文化の中で生活してきました。私は大学生のときに帰化し、日本国籍も取得しております。ただ、小・中学校時代に、神戸市にある「神戸中華同文学校」という学校で、合計9年間の義務教育を中国語で受けてきたため（「日本語（国語）」の科目以外はすべて中国語で授業が行われます。）、留学経験がなくても中国語でのコミュニケーションは可能でした。

しかし、弁護士となり、中国人のお客様と関わる中で、専門用語を含め自身の中国語をネイティブレベルまで引き上げたいと思うようになりました。また、執務を続けていく中で、自分が想像していた以上に中国法に関する相談が多かったため、あらためて体系的に中国法を学ぶ機会を得たいと考えていました。さらに、私は以前から自身のルーツである中国で生活し、中国文化に対する理解を深めたいという思いを持っていました。

こうした思いを遂げるべく、中国の法学院（ロースクール）を受験した結果、北京にある「中国人民大学」（人民大）の法学院（ロースクール）に進学する機会に恵まれました。日本人にはあまり馴染みがない大学なのですが、実は人民大は、「北京大学」や「清華大学」を差し置いて中国の法学系ランキング（中国語では「排名」といいます。）（※1）で常にトップをキープしており、中国でも歴史がある有名な大学です。人民大では多くの教授が立法に関与しており、そのような教授陣から中国法の指導を直接受けられることも人民大で学ぶ大きなメリットの一つです。

人民大卒業後は、中国法の知識を涵養するだけでなく、中国国内の法律事務所での研修等を通じて、中国弁護士（中国における弁護士）たちと友好関係を築き、日中相互間での業務提携等に繋がりたいと考えています。

今後、中国の市場はますます拡大し、日本と中国の関係はより密接になると予想します。それに伴い、日本企業と中国企業間の法的な紛争も増加することは必至であるため、中国法の知識を持ち、高いレベルの中国語でコミュニケーションが取れる日本人弁護士の需要はますます高まると考えています。日中間の「架け橋」となることができるよう研鑽を積んで日本に帰国しますので、留学期間中は暖かく見守っていただければ幸いです。

※1 <https://www.dxsbb.com/news/6760.html>

堂島法律事務所国際部門のご紹介

堂島法律事務所は25年以上にわたり国際案件を取り扱っており、複数の留学経験者が英語案件・中国語案件のいずれにも対応しています。また、50か国以上・70を超える法律事務所によって形成された法律事務所ネットワークであるWorld Link for Lawの日本における唯一のメンバーファームであり、同ネットワークに加盟する海外の法律事務所等と連携し、依頼者の皆様に適切なサービスを提供しています。外国語で作成された各種契約のレビュー、国際的なM&Aを含めた進出・撤退案件はもちろん、国際的な紛争解決案件の対応にも実績がございます。国際法務の案件についても、ぜひお気軽にお声がけください。

労働契約の勘所（3）：英国・米国・日本の解雇法制

3CSコーポレートソリシターズ（当事務所の英国提携先法律事務所）とのジョイントセミナー第3回は「英国・米国・日本の解雇法制」です。第2回セミナー参加者アンケートで最もご要望が多かったトピックにつき、三国を比較しながらお話しします。

日時	2021年10月13日16：00～17：00（日本時間）
登壇者	安田健一・池上由樹（堂島法律事務所） 三富博子（3CSコーポレートソリシターズ）
モデレーター	飯島奈絵（堂島法律事務所）
開催方法	Zoomによるウェビナー（＊随時参加・退出いただけます）
登録	下記URLからご登録ください。ご登録後に詳細を送らせていただきます。 https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_dY21wk8lQRmkbeqr0C0n5g

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



バーチャルオンリー株主総会に関する動向

- ・株式会社ユーグレナによるバーチャルオンリー株主総会開催
- ・METI JOURNAL ONLINE(2021年8月20日)「政策特集／改正産業競争力強化法で果敢な未来投資を後押し vol.4 バーチャルオンリー株主総会の実現」

改正産業競争力強化法に基づき、条件を満たした上場企業において実施可能になったバーチャル株主総会ですが、株式会社ユーグレナが2021年8月26日に日本で初めて同総会を開催したとのことです。

また、経済産業省が発行するMETI JOURNAL ONLINEにおいてバーチャルオンリー株主総会が紹介されています。同記事は「『バーチャルオンリー株主総会』が実現すれば感染症の防止だけでなく運営の効率化も期待される。遠隔地の株主の出席も容易になり、株主と企業の対話のあり方を見直す大きなきっかけにもなりそうだ。」と期待を寄せています。いよいよ始まったバーチャルオンリー株主総会がどれくらい普及するか、そして日本の株主総会実務や企業ガバナンスのありかたにどのような影響を与えるのか、注目しています。

速報版 2021年6月総会のトピックス

三菱UFJ信託銀行法人コンサルティング部会社法務・コーポレートガバナンスコンサルティング室 資料版／商事法務No.448 (2021年7月号) 6頁

2021年6月総会の概況を速報として伝えるものです。

総会開催日の第一集中日は6月29日火曜日（27.3%。前年比5.5ポイント減）、東証一部に限ると6月25日金曜日（26.4%。前年比4.2ポイント減）だったそうです。集中率の推移は、CGコード制定後おおむね30%前後でしたが、一番低い集中率となりました。

招集通知発送日の平均は17.8日前（前年比0.9日増）、本年6月総会で招集通知の発送前にウェブサイト（取引所HP）にその内容を掲載した会社は1,847社（77.9%。前年比2.4ポイント増）、実施会社のウェブサイト掲載日（発送日の何日前に掲載したか。以下同じ）の平均は4.8日前（前年比0.2日増）とのこと。

また、会社提案議案が否決された会社が4社（前年比3社増）、会社提案議案の取下げ・一部撤回があった会社が5社（前年比3社減）、修正動議による議案修正が1社（前年比2社減）ありました。

株主提案は48社（前年比7社減）、総議案数は162件（前年比27件減）となり、過去最高となった昨年に比べ、社数および議案数ともに減少しました。株主提案が承認可決された会社は1社あり、その議案は監査等委員である取締役選任議案でした。

環境団体などから電力会社に対するものを含めて4件の気候変動関連の株主提案がなされるなど（前年比3件増）、企業・機関投資家ともにESGに対する取組みが企業価値の創造につながると見る傾向が強まってきており、非財務情報も含めた投資家との対話がますます重要となるという観測が示されています。

私も、複数の企業の2021年6月総会を見てきましたが（事務局側だったり、役員席だったり、株主席だったり）、総じて言いますと、新型コロナ禍での2年目の運営ということで、各社ともに安定した手堅い運営であったと思います。感染防止対策、所要時間の短縮化、来場者数の抑制、その代替としてのハイブリッド型バーチャル総会やウェブサイトでの事前質問受付などの実務の工夫もうまく機能しているように見受けました。所要時間短縮のためのシナリオの見直しにより、キビキビした進行とポイントを突いた報告・説明となり、株主からの質問も議題関連性のある「よい質問」が多く、結果として充実感のある総会となっていたように思います。こうした点は、新型コロナが収束した後の総会運営に活かすことができると思いました。

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪） 03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp